平成２１年（フ）第１２０号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1676番地、前住所三重県伊賀市上野忍町2520番地の３
破産者　中村　　修
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１７３号
三重県伊賀市下友生2750番地の７
破産者　島地麻衣子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成１９年（フ）第９７２５号
堺市北区東浅香山町２丁213番地、開始決定時の住所大阪市平野区喜連西１丁目３番３―305号
破産者　栄藤真樹子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３６０号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番25号
破産者　太田　　明
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３４５号
大阪市東住吉区田辺６丁目７―11、住民票上の住所大阪府東大阪市日下町１丁目１番53号メロディーハイムエクセル石切203号
破産者　堀田　雅基
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１１号
大阪市東淀川区豊里１丁目７番34号、開始決定時の住所大阪府茨木市西福井３丁目17番２号
破産者　青山　　護
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２１３号
大阪市平野区瓜破西３丁目３番26号　プリムヴェール瓜破403号、前住所大阪府松原市一津屋５丁目15番４―405号
破産者　繁田　臣吾
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４５２号
大阪府枚方市大峰元町２丁目３番20―22号
破産者　エビス砿油商会こと　加地　　寛
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８６６号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番38―109号
破産者　猪股　勝己
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９０号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目９番16号
破産者　中山　博志
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４０９号
大阪市西淀川区福町３丁目４番55号　グリーンロード公園ヴィラ1011号室
破産者　ティアックこと　竹元　拓也
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４２１号
奈良県生駒市北大和５丁目７番地15
破産者　宮平　典子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１号
大阪府枚方市甲斐田東町１番34号、前住所大阪府大東市野崎１丁目21番７号
破産者　日本車検サービスこと　林　　正成
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目２番８号
破産者　籠尾　　操
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５号
大阪市東成区神路１丁目７番11―502号
破産者　サントウ技建こと　遠藤　胤善
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２号
大阪市中央区内淡路町３丁目２番15―1204号
破産者　小野　　勉
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１号
大阪府守口市藤田町４丁目８番４号、事業所所在地大阪府門真市末広町17―18
破産者　ヘアーサロン　ココ・ペピータこと　泉　　和江
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９０号
大阪市都島区内代町４丁目６番13号
破産者　堀田鉄工所こと　堀田　隆志
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部